

「断熱等性能等級」における外皮等面積計算方法と図面への記載例

～『【フラット35】S（金利Bプラン）省エネルギー性』のスムーズな検査合格に向けて～

平成27年3月31日をもって「省エネルギー対策等級」が廃止されたため、平成27年4月以降に「【フラット35】S（金利Bプラン）省エネルギー性」をご利用いただくためには、「断熱等性能等級4」又は「一次エネルギー消費量等級4」を満たす必要があります。

「断熱等性能等級」による申請にあたっては、仕様基準、性能基準のどちらを選択した場合でも、外皮等面積の計算が必要になるため、図面の作成にあたっては、外皮等面積計算で用いた寸法などを申請図面に明示していただくことがすべての場合で必要となります。

「断熱等性能等級」による図面作成時の留意事項等をまとめましたので、申請にあたってご活用ください。

※ 「一次エネルギー消費量等級」により、フラット35S（省エネルギー性）を利用する場合には、『「一次エネルギー消費量等級」における外皮等面積計算・設備性能確認方法と図面への記載例』をご覧ください。

本資料の構成

- | | |
|------------------------------|------------|
| ■ 省エネ基準改正に伴う旧基準の取扱い | ・・・ P2 |
| ■ 断熱等性能等級基準（外皮基準）の概要 | ・・・ P2 |
| ■ 図面への記載例 | ・・・ P3～8 |
| ■ H11年仕様基準からの変更点 | ・・・ P9 |
| ■ 外皮等面積計算のための長さ・面積の拾い方 | ・・・ P10～17 |
| ■ 試験品質及び生産品質の確認方法 | ・・・ P18～19 |
| ■ 「工事中の計画変更」に係る留意事項（断熱等性能等級） | ・・・ P20 |

省エネ基準改正に伴う旧基準の取扱い

これまでの「省エネルギー対策等級4」による方法は、平成27年4月1日以降利用できません。

		H27.3.31
省エネルギー対策等級4 (H11年基準)	熱抵抗値(断熱材早見表)、熱貫流率(U値) 熱損失係数(Q値)、年間暖冷房負荷等	廃止
新 断熱等性能等級4 (H25年基準) 外皮基準	性能基準 外皮平均熱貫流率基準(U_A 値)等 仕様基準 開口部条件付き仕様基準	当分の間

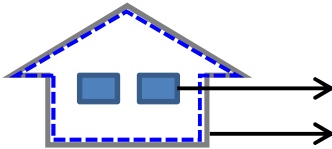
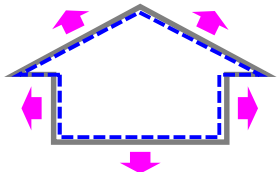
「省エネルギー対策等級」による申請は、平成27年3月31日までに設計検査の申請を行ったものに限りま

す。同様に、判定基準を「省エネルギー対策等級」としている省エネ住宅ポイント対象住宅証明書のフラット35S検査への活用についても、省エネ住宅ポイントの審査依頼日が平成27年3月31日までのものに限りま

すのでご注意ください。
※ 改正前の基準である「省エネルギー対策等級」を用いて設計住宅性能評価を受けている場合は、平成27年4月以降も適合証明の手続で当該評価書を活用することができます。

断熱等性能等級基準（外皮基準）の概要

「断熱等性能等級」は、外皮の省エネルギー性能を評価する指標であり、「性能基準」による方法と「仕様基準」による方法があります。「性能基準」、「仕様基準」のどちらを選択した場合でも、外皮等面積の計算が必要になります。

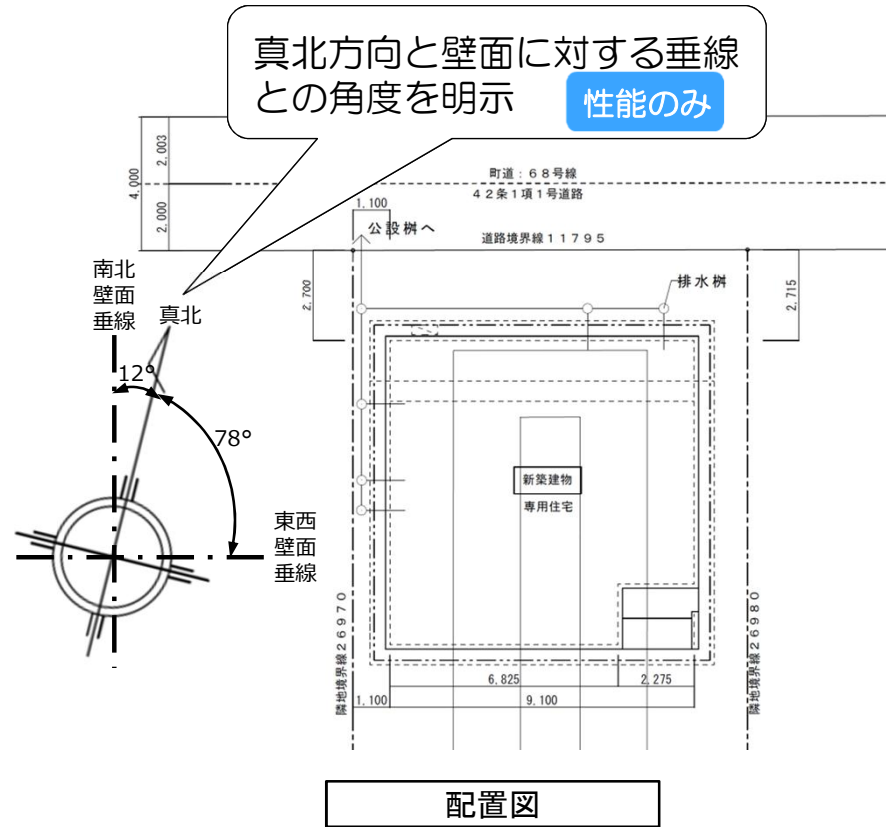
仕様基準	性能基準									
<適用条件> 「住宅の種類」、「地域」に応じた開口部比率の条件に適合すること <table><tr><th>住宅の種類</th><th>1～3地域</th><th>4～8地域</th></tr><tr><td>一戸建て住宅</td><td>0.11未満</td><td>0.13未満</td></tr><tr><td>共同住宅等</td><td>0.09未満</td><td>0.08未満</td></tr></table>  開口部比率 ＝ 開口部面積 ／ 外皮等面積	住宅の種類	1～3地域	4～8地域	一戸建て住宅	0.11未満	0.13未満	共同住宅等	0.09未満	0.08未満	・ U_A 値（外皮平均熱貫流率） ・ η_A 値（冷房期の平均日射熱取得率）  外皮平均熱貫流率 ＝ 総熱損失量 ／ 外皮等面積
住宅の種類	1～3地域	4～8地域								
一戸建て住宅	0.11未満	0.13未満								
共同住宅等	0.09未満	0.08未満								
あらかじめ設定された仕様から選択	U_A 値、 η_A 値を計算して基準値への適合性を確認									

※仕様基準のH11年基準からの変更点についてはP9参照

図面への記載例

図面には、「外皮等面積の計算結果」及び「その計算過程で使用した寸法」、「各部位の断熱仕様」を記載する必要があります。

1. 図面記入例（配置図・仕様書）



建設地：東京都文京区（6地域）
構法：木造軸組工法、地上2階、地下なし
（床断熱、天井断熱（下屋のみ屋根断熱）、床下換気あり）

外部仕上表		
名称	仕様	備考
屋根	陶器平板瓦葺	認定番号 NM-〇〇〇〇
	アスファルトルーフィング940	
外壁	窯業系サイディング	認定番号 PC030BE-〇〇〇〇 [30分]
	通気胴縁 厚18	
	透湿防水シート	
軒裏	ケイ酸カルシウム板	認定番号 QF045RS-〇〇〇〇 [45分]
鼻隠	押出成形セメント板	認定番号 NM-〇〇〇〇
樋	硬質塩ビ製 丸樋	
玄関ポーチ	磁器タイル 150角	
基礎	モルタル刷毛引き	
	水切：カラー鉄板	
バルコニー		
換気金物	外壁換気口：アルミ製	100cm ² 超はFD付
	屋根棟換気：アルミ製	
	軒裏換気：アルミ製	国土交通大臣認定品

外部建具		
名称	仕様	備考
玄関ドア	木製引戸（複層ガラスA12）	
勝手口ドア	-	
サッシ	アルミサッシ（複層ガラスA6）	一部シャッター付

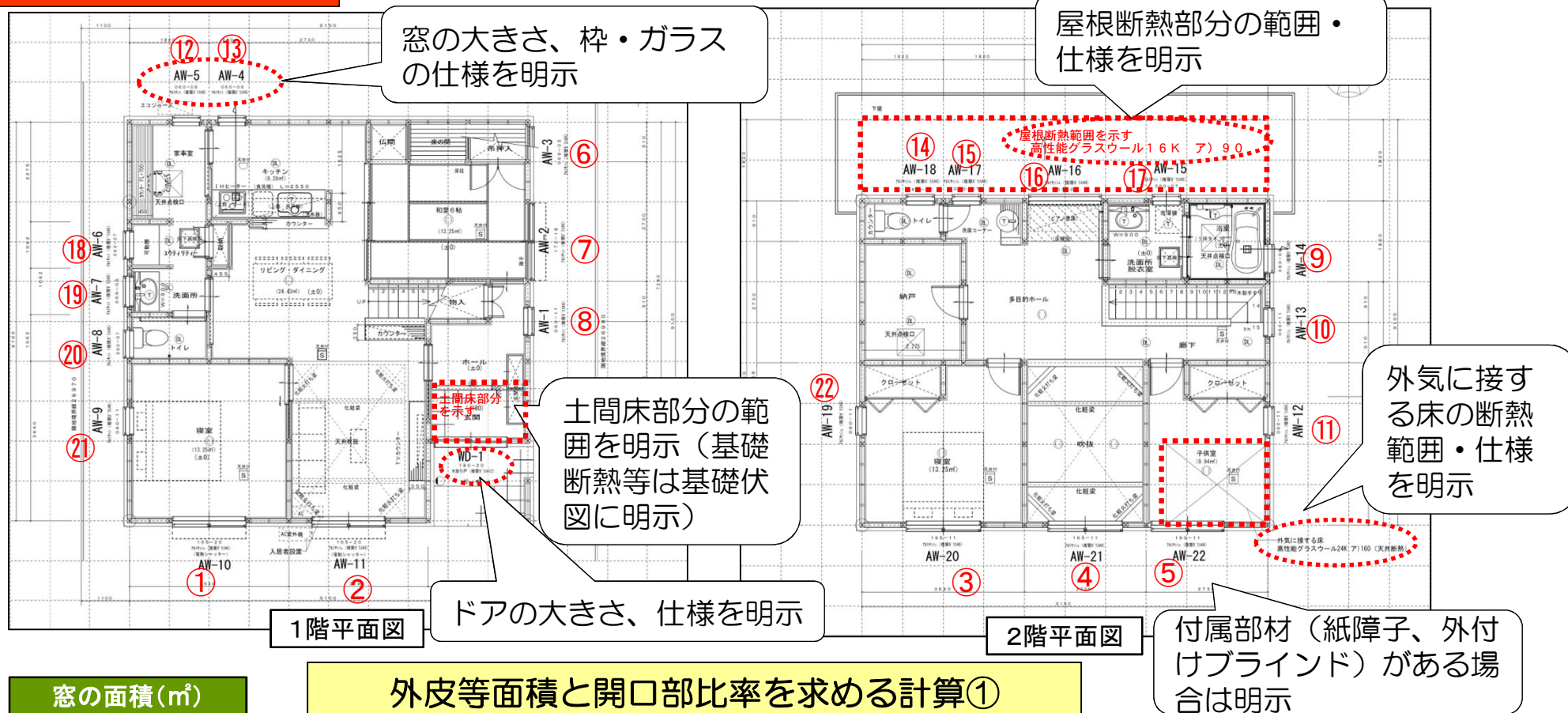
外部建具表

外部建具の枠・ガラスの仕様について明示（中空層の厚さも明示）

（次ページ以降共通）

- 性能のみ は、性能基準を選択した場合に限り、記載が必要となる内容です。
- それ以外の内容は、仕様基準と性能基準どちらを選択した場合においても共通して明示すべき事項です。

2. 図面記入例（平面図）



窓の面積(m²)

外皮等面積と開口部比率を求める計算①

南		東		北		西		合計
①	1.65 × 2.00=3.3000	⑥	0.69 × 0.50=0.3450	⑫	0.60 × 0.90=0.5400	⑮	0.60 × 0.70=0.4200	
②	1.65 × 2.00=3.3000	⑦	1.72 × 1.82=3.1304	⑬	0.60 × 0.90=0.5400	⑯	0.69 × 0.50=0.3450	
③	1.65 × 1.10=1.8150	⑧	0.60 × 1.10=0.6600	⑭	0.60 × 0.70=0.4200	⑰	0.60 × 0.70=0.4200	
④	1.65 × 1.10=1.8150	⑨	0.60 × 0.90=0.5400	⑮	0.60 × 0.70=0.4200	⑱	0.60 × 1.10=0.6600	
⑤	1.60 × 1.10=1.7600	⑩	0.60 × 1.10=0.6600	⑯	1.65 × 0.50=0.8250	⑳	0.60 × 1.10=0.6600	
		⑪	0.60 × 1.10=0.6600	⑰	0.60 × 0.70=0.4200			
計	5.3900	計	5.9954	計	3.1650	計	2.5050	17.0554

ドアの面積(m²)

玄関ドア	0.90 × 2.10=1.8900
計	1.8900

外皮等面積と開口部比率を求める計算②



天井・床等の面積(m²)

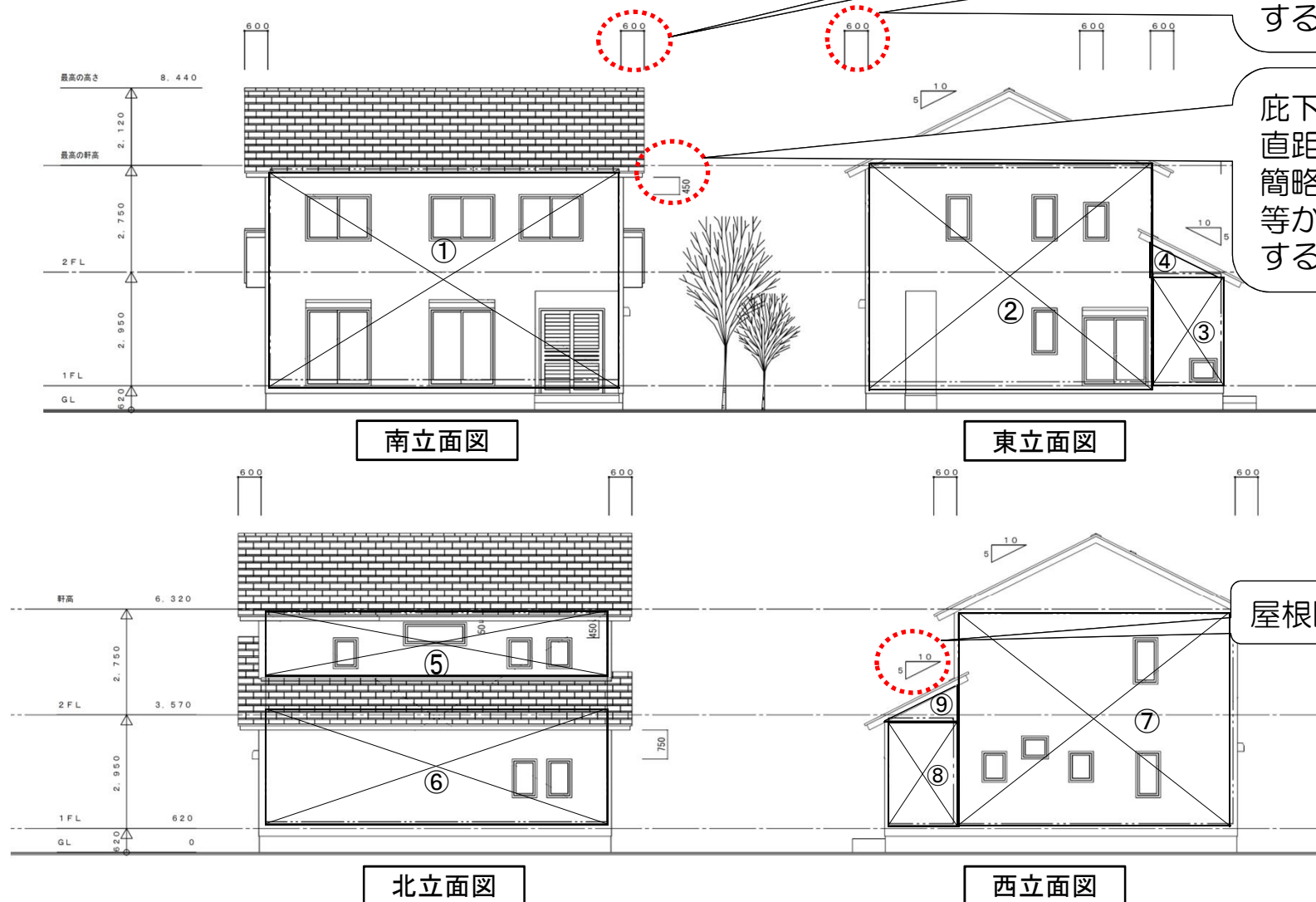
階	計算式 (X方向) × (Y方向)	天井面積	屋根面積	床面積	土間床面積	外気床面積	合計
1階	①	$9.10 \times 1.82 = 16.5620$		16.5620			16.5620
	①(下屋)	$9.10 \times (1.82 \times 1.118(\text{伸び率})) = 18.5163$	18.5163				18.5163
	②	$6.825 \times 7.28 = 49.6860$		49.6860			49.6860
	③	$2.275 \times 4.26 = 9.6915$		9.6915			9.6915
	④	$2.275 \times 1.20 = 2.7300$			2.7300		2.7300
	⑤(ピロティ上面)	$2.275 \times 1.82 = 4.1405$				4.1405	4.1405
2階	⑥	$9.10 \times 7.28 = 66.2480$					66.2480
合計		66.2480	18.5163	75.9395	2.7300	4.1405	167.5743

土間床部分④の周長を明示
性能のみ

基礎周長(m)

外気側	$2.275 + 1.200 = 3.47$
床下側	$2.275 + 1.200 = 3.47$

3. 図面記入例（立面図）



壁面から庇先端までの張出し寸法を明示（詳細計算法、簡略計算法により庇の形状等から日射熱取得率を計算する場合等）

性能のみ

庇下端から窓上端までの垂直距離を明示（詳細計算法、簡略計算法により庇の形状等から日射熱取得率を計算する場合等）

性能のみ

屋根断熱部分の勾配を明示

外皮等面積と開口部比率を求める計算③

外壁の面積(㎡)

方位	外壁+窓+ドア			窓	ドア	外壁のみの面積
	計算式 (W) × (H)		小計			
南	①	$9.10 \times (2.40 + 0.55 + 2.40) = 48.6850$	48.6850	5.3900	1.8900	41.4050
東	②	$7.28 \times (2.40 + 0.55 + 2.40) = 38.9480$	45.1451	5.9954		39.1497
	③	$1.82 \times (2.40 + 0.55) = 5.3690$				
	④	$1.82 \times 0.91 \times 0.5 = 0.8281$				
北	⑤	$9.10 \times 1.49 = 13.5590$	40.4040	3.1650		37.2390
	⑥	$9.10 \times 2.95 = 26.8450$				
西	⑦	$7.28 \times (2.40 + 0.55 + 2.40) = 38.9480$	45.1451	2.5050		42.6401
	⑧	$1.82 \times (2.40 + 0.55) = 5.3690$				
	⑨	$1.82 \times 0.91 \times 0.5 = 0.8281$				
合計			179.3792	17.0554	1.8900	160.4338

外皮等面積表まとめ

部位	面積(㎡)
天井	66.2480
屋根	18.5163
外壁	160.4338
開口部	窓 17.0554
	ドア 1.8900
	18.9454
床	75.9395
土間床	2.7300
外気床	4.1405
合計	346.9535

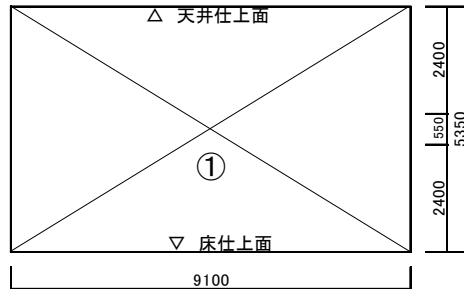
開口部比率

開口部(窓・ドア)面積の合計/外皮等面積 性能のみ
 $= 18.95 / 346.95 = 0.0546$

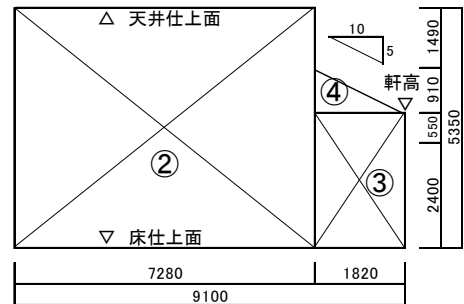
一戸建て・6地域の場合、
 0.13未満(13%未満)であれば、
 仕様基準を適用可能(P2参照)

※長さ、面積の数値処理

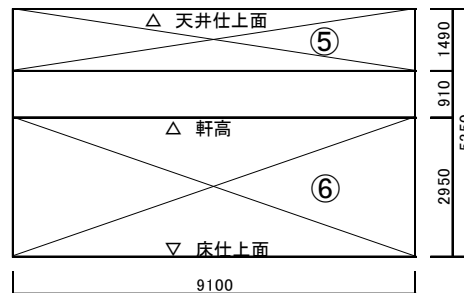
長さ	小数点第三位を切り捨て、小数点第二位までの値とする。
面積	小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位までの値とする。



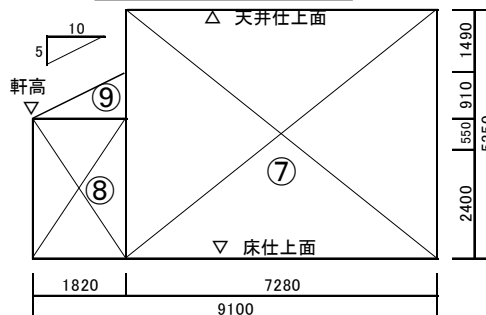
南立面求積図



東立面求積図

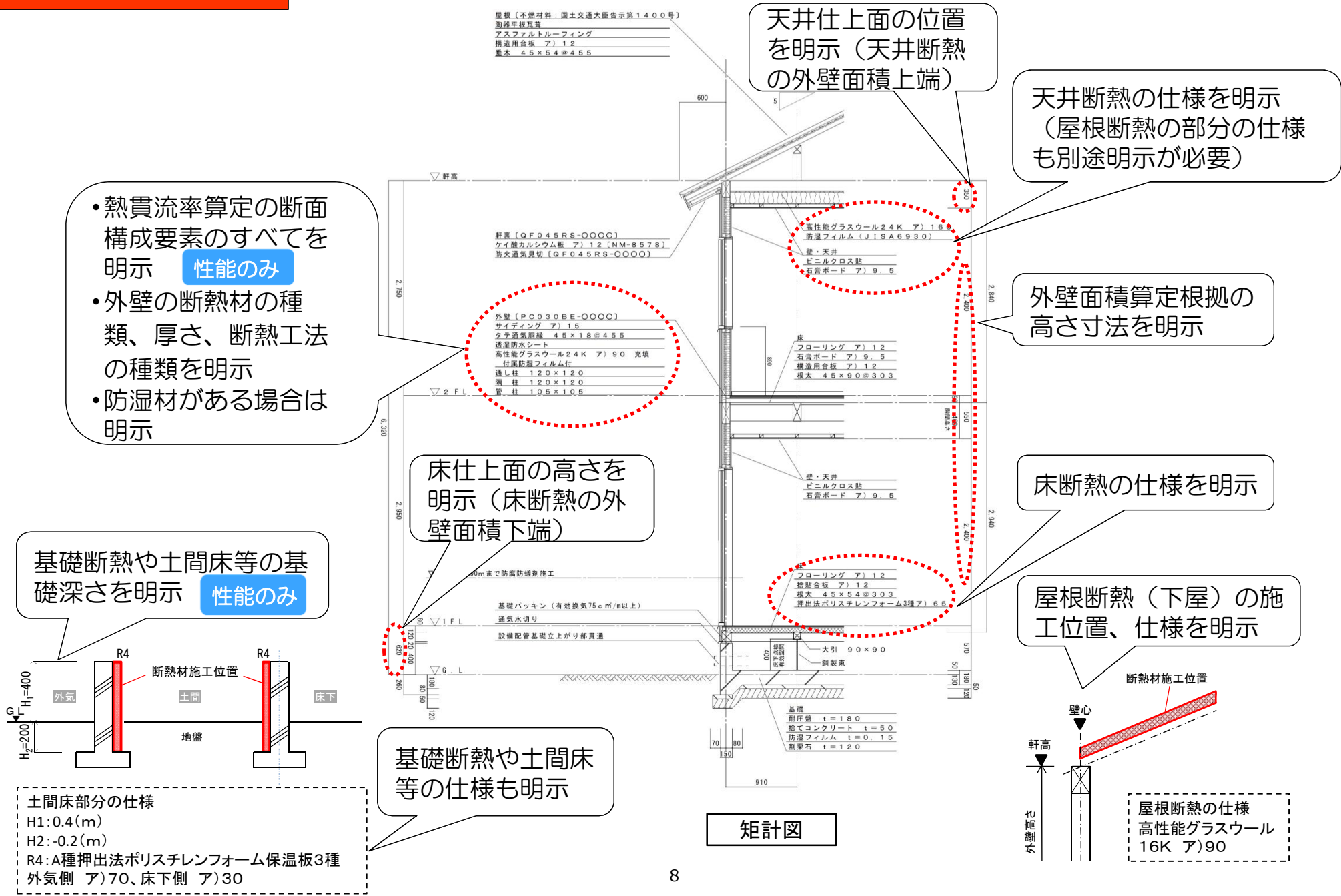


北立面求積図



西立面求積図

4. 図面記入例（矩計図）



H11年仕様基準からの変更点

変更点	H 1 1 年仕様基準 (省エネルギー対策等級 4)	H 2 5 年仕様基準 (断熱等性能等級 4)
適用条件 (開口部比率)	なし	<u>あり</u> (P2参照)
断熱構造としなくてもよい 玄関・勝手口等の土間床	おおむね 4 m ² を超えない部分	面積制限 <u>なし</u>
トレードオフ規定	あり	<u>なし</u>
8 地域 (旧 VI 地域) の壁	断熱性能基準あり	<u>なし</u>
開口部の断熱性能と日射遮蔽	開口部比率による区分なし	<u>開口部比率の区分 (3 区分) に応じた 仕様の中から選択</u>
日射遮蔽に使用できる 付属部材	<u>レースカーテン</u> <u>内付けブラインド</u> 紙障子 外付けブラインド <u>サンシェード</u>	紙障子 外付けブラインド

次の取扱いについては、H25年仕様基準においても引き続き利用可能です。

- 床面積の 2 % までの窓を断熱の適用除外とする緩和基準
- 床面積の 4 % までの窓を日射遮蔽措置の適用除外とする緩和基準
- 床の「外気に接する部分」のうち、床面積の 5 % 以下の部分については、「その他の部分」とみなす緩和基準

外皮等面積計算のための長さ・面積の拾い方

(1) 水平方向の面積算定

・・・ P11～13

(2) 垂直方向の面積算定

・・・ P14～17

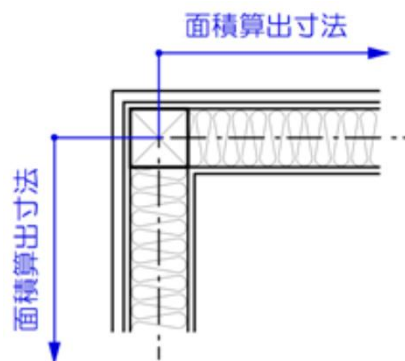
(1) 水平方向の面積算定

寸法の手入れ方

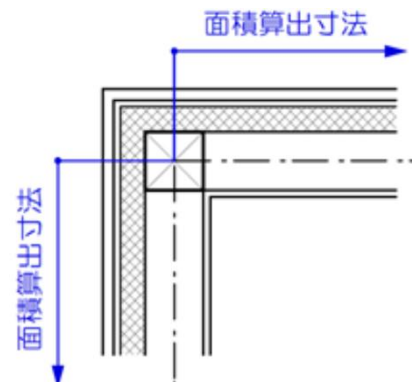
熱的境界となる壁心(たて枠心)間の寸法を用いて、面積を算定します。

※ただし、所管行政庁において寸法の考え方が異なる場合は、当該所管行政庁における建築基準法的面積算出の考え方に従う必要があります。

充填断熱

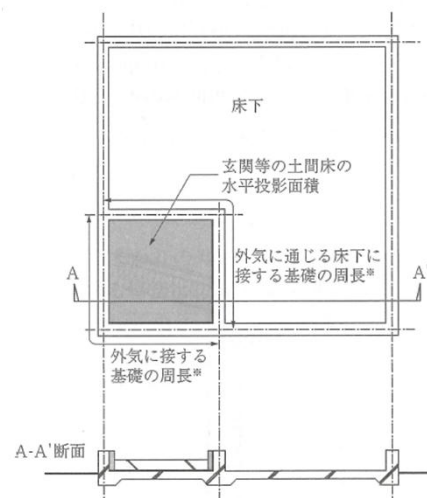
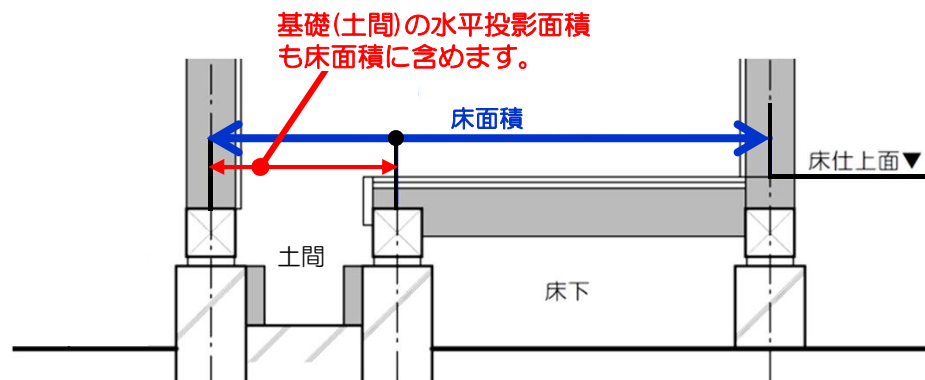


外張断熱



土間床の取扱い

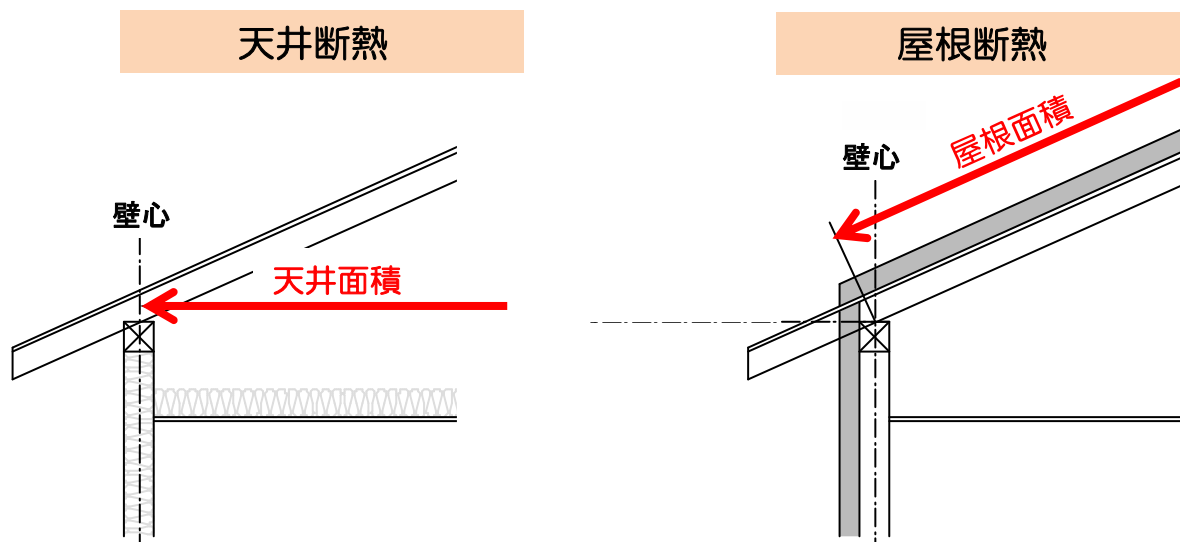
土間床がある場合は、当該土間床も床面積に算入します。



※基礎の周長は、外皮性能(性能基準)の場合に使用

屋根の取扱い

勾配屋根について、屋根断熱とする場合は「勾配なり」に屋根面積を算定します。



屋根の取扱い(勾配屋根の面積算定に使用する伸び率)

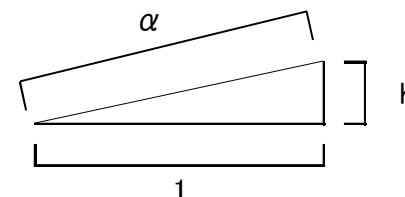
屋根断熱とする場合、勾配屋根の面積は、水平投影面積に伸び率(勾配係数)を乗じて算定します。

$$\text{勾配屋根面積} = \text{水平投影面積} \times \text{伸び率(勾配係数)} \alpha$$

分数勾配h	伸び率(勾配係数) α
3/10	1.044
4/10	1.077
5/10	1.118
5.9/10	1.161
6/10	1.166
7/10	1.220
8/10	1.280
9/10	1.345

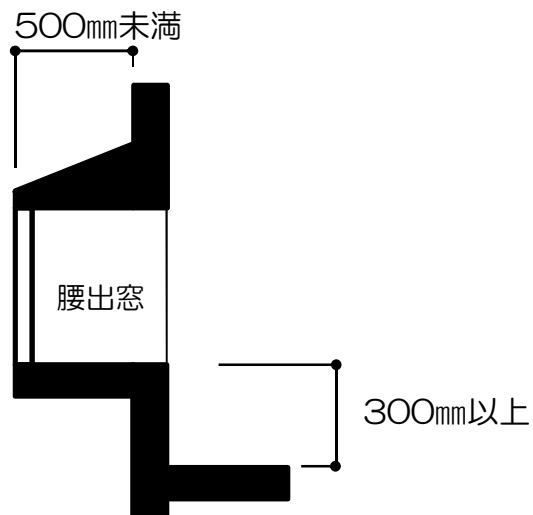
$$\text{伸び率(勾配係数)} \alpha = \sqrt{1^2 + h^2}$$

※小数点第四位を切り捨てにて算定



出窓の取扱い

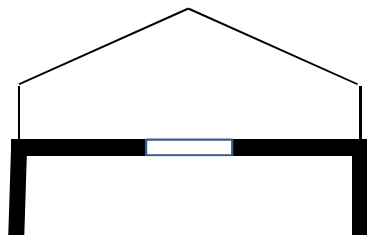
「壁面（壁心ではなく、壁外面）からの突出が500 mm未満」、かつ、「下端の床面からの高さが300mm以上」である腰出窓の場合は、突出していないものとして扱うことができます。



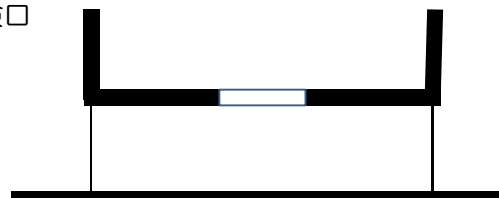
点検口の取扱い

小屋裏点検口及び床下点検口は、開口寸法が600×600mm程度であれば、周辺の部位と同等の仕様とみなし（当該部分が無いものとみなし）て計算を行うことができます。

小屋裏点検口

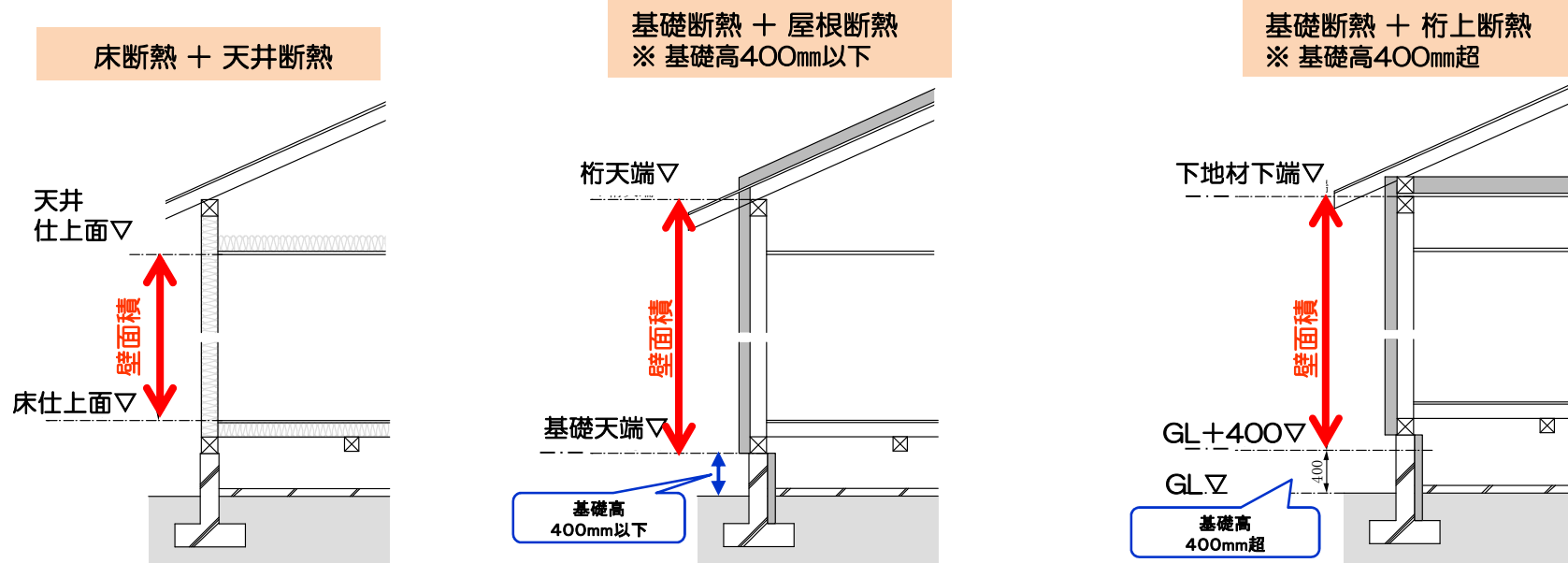


床下点検口



(2) 垂直方向の面積算定

寸法の押さえ方



寸法の押さえ方の詳細(天井断熱+床断熱の場合)

上端

上端の測定開始点は以下のいずれかによります。

- ・天井断熱材の下端
- ・天井仕上材の下端

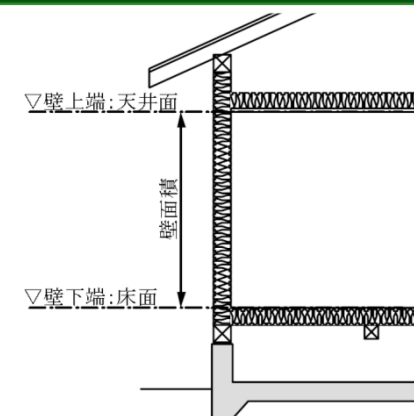
(ただし、断熱材と仕上材が接している場合に限ります。)

下端

下端の測定開始点は以下のいずれかによります。

- ・床断熱材の上端
- ・床仕上材の上端

(ただし、断熱材と仕上材が接している場合に限ります。)

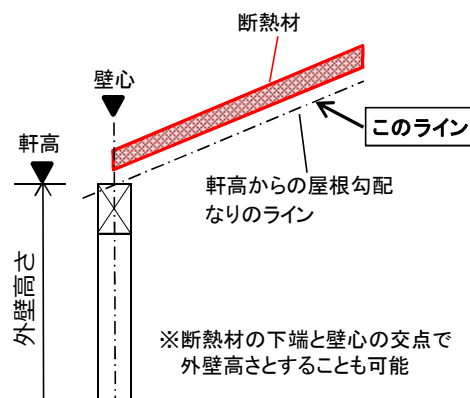


寸法の手入れ方の詳細(屋根断熱の場合)

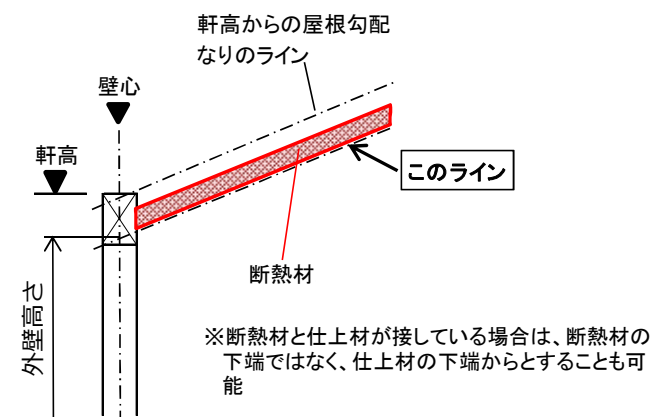
上端

上端の測定開始点は、下記の区分に応じ、それぞれ当該区分によります。

- ① 桁上端で壁心の位置から屋根勾配なりに棟までのラインより上部に断熱材が施工されている場合は当該ラインから下側

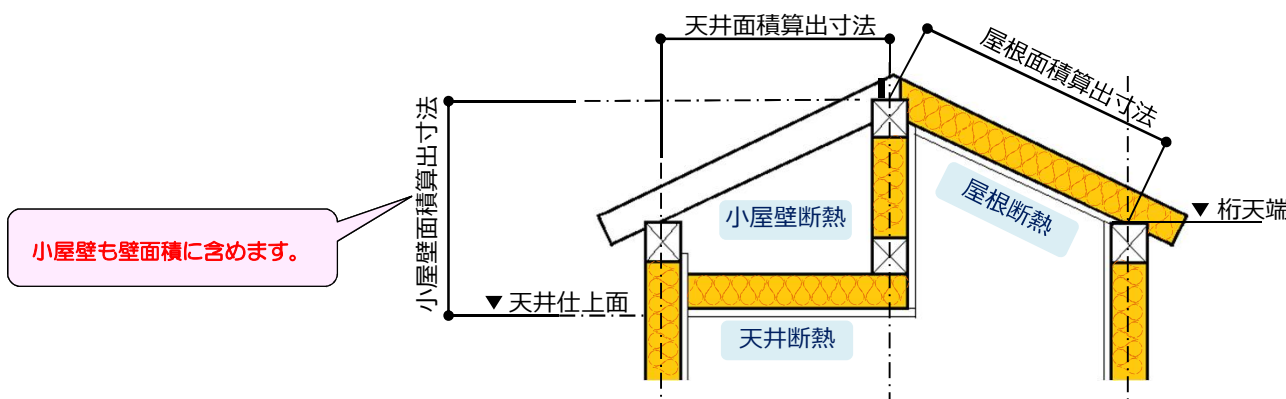


- ② 桁上端で壁心の位置から屋根勾配なりに棟までのラインより下部に断熱材が施工されている場合は、断熱材の下端と壁心が交わるラインから下側



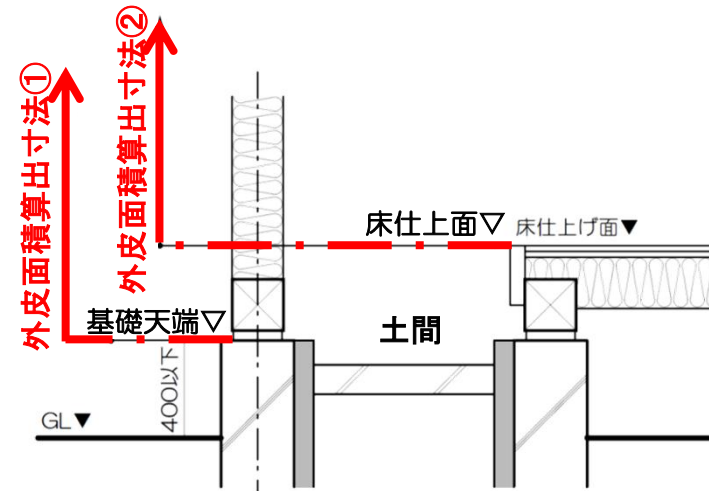
小屋壁を断熱する場合の外皮面積の取扱い

小屋壁を断熱する場合は、小屋壁を外壁面積として扱います。

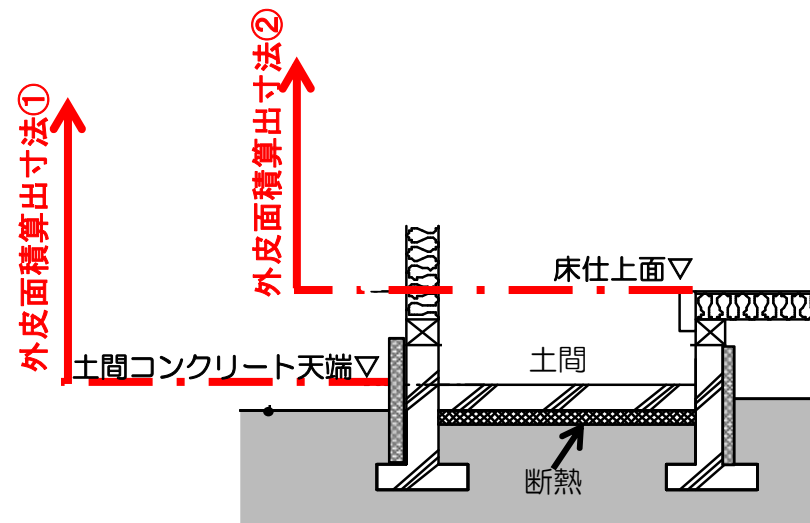


土間まわりの取扱い

一部が土間である箇所の外皮面積の下端の測定開始点は、下図の①(基礎天端)または②(床仕上面)のいずれかによります。

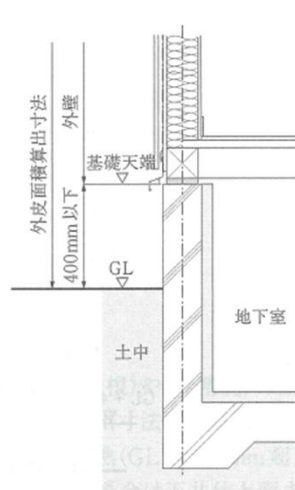


土間部を全面断熱している場合の外皮面積の下端の測定開始点は、下図の①(土間コンクリート天端)または②(床仕上面)のいずれかによります。

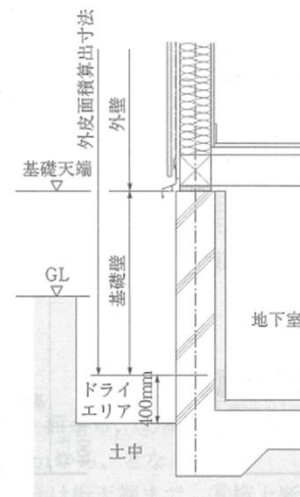


地下室の取扱い

地下室など地盤面下における土中の壁は、外皮等面積に算入しません。ただし、ドライエリア(空堀)に面する壁は、地上壁と同様に算入します。



(A) 地下室(ドライエリアなし)の場合



(B) 地下室(ドライエリアあり)の場合

開口部の取扱い

窓やドアは、カタログ等に記載されている呼称幅・呼称高等の寸法を用いて面積を算定します。

サッシ区分	窓区分	モジュール区分			■	■	■	■	■
		呼称幅 (旧呼称幅)			060 (2尺)	069 (2.4尺入隅)	074 (3尺)	114 (3.9尺入隅)	119 (4.5尺)
		呼称高	内法基準	wmm	600	690	740	1,145	1,195
			hmm	H\Wmm	640	730	780	1,185	1,235
	窓	障子枚数			2	2	2	2	2
		03	300	370	06003	06903	07403		11903
		05	500	570	06005	06905	07405	11405	11905
		07	700	770	06007	06907	07407	11407	11907
		09	900	970	06009	06909	07409	11409	11909

※ 躯体部の開口寸法・建具の出来寸法でも可

試験品質及び生産品質の確認方法

外皮性能の計算において、外皮計算プログラムへ入力する値を算出する際に考慮した建材については、設計検査の申請にあたり、「試験品質及び生産品質」の確認を行い、必要に応じてその証明書類を添付する必要があります。以下にその確認方法の例を示します。

方法1

JIS 等の認証書のある製品や JIS マーク等の製品認証マークのある製品を使用する場合

試験品質及び生産品質を確保していることを証明する JIS 認証書があること、または製品認証マーク（「JIS 表示品」等である旨の記載）がカタログ等に記載されていることを確認します。

方法2

（一社）住宅性能評価・表示協会の「温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト」に性能確認方法の区分の記載がある場合

（一社）住宅性能評価・表示協会のホームページ上に公開されている「温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト」に掲載されているメーカーであり、メーカーのホームページ上に（一社）住宅性能評価・表示協会で定める性能確認方法の区分が記載（「A」、「B-1」、「B-2」、「C」又は「ー」）されていることを確認します。



温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト

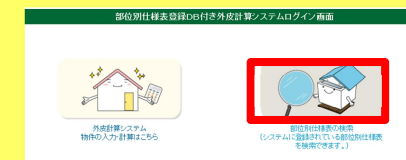
方法3

（一社）住宅性能評価・表示協会の「部位別仕様表 DB」に掲載されている仕様とする場合

（一社）住宅性能評価・表示協会のホームページ上で公開されている「部位別仕様表 DB」に掲載されている仕様であり、断熱材等の商品に関する品質証明書、JIS 認証書等が添付されていることを確認します。



部位別仕様表 DB 付き外皮計算システム



部位別仕様表 DB

方法4

○サッシ・窓
「設計・施工指針（別表第7に定める仕様）」とする場合

○断熱材等
建築研究所 HP に掲載されている熱物性値の表の値を使用する場合



○サッシ・窓

「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 25 年国土交通省告示第 907 号）」の別表第 7 に定める仕様であり、当該告示に示されている熱物性値を用いていることを確認します。

○断熱材等

建築研究所 HP に掲載のある「住宅の平均熱貫流率に用いる建材等の熱物性値等（表 A1 建材等の熱物性値）」
(http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/3-2_150228.pdf)

に定める仕様であり、当該表に示されている熱物性値を用いていることを確認します。

※上記表は、木造（枠組壁工法）住宅工事仕様書にも掲載されています。

方法5

住宅型式性能認定を取得している場合



建材等が品確法第 31 条に基づく住宅型式性能認定を受けた型式であることを確認します。

方法6

方法 1～5 のいずれにも該当しない場合



メーカーホームページ等に製品に対して以下に関する品質証明書があることにより確認します。

- (1) 試験品質：JIS 等（設備種別により異なる。）に基づく試験方法により第三者機関による試験または審査が行われた結果であること。自社で試験を行っている場合、自己適合宣言書があること。
- (2) 生産品質：JIS Q9001 又は ISO9001 に基づく方法による品質管理体制にあることが確認されていること。自社で確認を行っている場合は、生産品質の管理体制に関する自己適合宣言書があること。

「工事中の計画変更」に係る留意事項（断熱等性能等級）

工事中に計画変更を行った場合にあっては、申請ルートに応じた指標（開口部比率、外皮平均熱貫流率等）の計算結果が明らかに安全側となる場合を除き、再計算が必要となりますのでご注意ください。その場合、検査機関に対して再計算結果を提出していただく必要があります。

なお、工事中的の変更に伴って再計算を行った結果、フラット35Sの基準に不適合となり金利の優遇が受けられなくなるリスクがあります。

竣工現場検査時に基準の不適合が判明した場合のリカバリーは困難です。そのような事態に至らぬよう、計画変更にあたっては、あらかじめ外皮基準を検証した上で実施していただくようお願いいたします。

仕様基準を選択している場合は「開口部比率」、性能基準を選択している場合は「外皮平均熱貫流率」等の再検証が必要となります。

〔再計算が必要な計画変更の例〕

分類		変更内容
面積	外皮面積	「外皮面積」が小さくなる場合※
	開口部面積	「開口部面積」が大きくなる場合※

※ 仕様基準で申請されている場合にあっては、面積変更により、開口部比率の基準を満たさなくなるケースや、開口部比率の区分が変わることにより開口部の仕様が不適合となるケースが考えられます。